

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県立県民の森管理規則の一部改正)

第一条 広島県立県民の森管理規則(昭和四十六年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「目的とした」の下に「幼保連携型認定こども園園児」を加え、同表三の項の1中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園」に、「当該幼稚園」を「当該幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改める。

別記様式第四号中

「 1 教育又は訓練を目的として幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体で公園センターの宿泊又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号) を

2 幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で公園センター会議室を一時使用する場合は、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第6号) 」

「 1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児、幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒が、10人以上の団体で公園センターの宿泊又はキャンプ場を利用する場合は、教育又は訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号) に改める。

2 幼保連携型認定こども園園児、幼稚園園児、小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で公園センター会議室を一時使用する場合は、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校の園長又は校長の証明書(別記様式第6号) 」

別記様式第六号中「幼稚園又は学校の名称」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は学校の名称」に改める。

(自然公園施設管理規則の一部改正)

第二条 自然公園施設管理規則(昭和五十一年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「目的とした」の下に「幼保連携型認定こども園園児」を加える。

(広島県立もみのき森林公園管理規則の一部改正)

第三条 広島県立もみのき森林公園管理規則(昭和五十九年広島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「目的とした」の下に「幼保連携型認定こども園園児」を加え、同表三の項の1中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園」に、「当該幼稚園」を「当該幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改める。

別記様式第四号中

「 1 教育又は訓練を目的として幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒又は高等学校生徒が，10人以上の団体で宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンプ場を利用する場合は，教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
2 幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）」

「 1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒又は高等学校生徒が，10人以上の団体で宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンプ場を利用する場合は，教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
2 幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊所の大広間若しくは小広間を一時使用する場合は又は研修棟を利用する場合は，幼保連携型認定こども園，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）」

別記様式第六号中「幼稚園又は学校の名称」を  
「幼保連携型認定こども園，幼稚園又は学校の名称」と改める。

（広島県立県民の浜管理規則の一部改正）

第四条 広島県立県民の浜管理規則（昭和六十三年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表二の項の1中「目的とした」の下に「幼保連携型認定こども園園児」を加え、同表三の項の1中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園」に、「当該幼稚園」を「当該幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改める。

別記様式第四号中

「 1 教育又は訓練を目的として幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒又は高等学校生徒が，10人以上の団体で宿泊研修所の大広間又は小広間を宿泊利用する場合は，教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
2 幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊研修所の大広間，小広間，イベントホール，大研修室又は小研修室を一時使用する場合は，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）」

「 1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒又は高等学校生徒が，10人以上の団体で宿泊研修所の大広間又は小広間を宿泊利用する場合は，教育又は訓練の計画を記載した書面（別記様式第5号）  
2 幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で宿泊研修所の大広間，小広間，イベントホール，大研修室又は小研修室を一時使用する場合は，幼保連携型認定こども園，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書（別記様式第6号）」

別記様式第六号中「幼稚園又は学校の名称」を  
「幼保連携型認定こども園，幼稚園又は学校の名称」と改める。

（広島県立中央森林公園管理規則の一部改正）

第五条 広島県立中央森林公園管理規則（平成五年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表（公園センター等地区）の表二の項の1中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園」に、「当該幼稚園」を「当該幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改める。

別表（フォレストヒルズガーデン地区）の表三の項の1中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園」に、「当該幼稚園」を「当該幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改める。

幼稚園」に改める。

別記様式第七号中

「 1 幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で研修室を利用する場合は，次の書類を添付すること。

(1) 幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書 (別記様式第9号)

を

「 1 幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で研修室を利用する場合は，次の書類を添付すること。

(1) 幼保連携型認定こども園，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書 (別記様式第9号)

に改める。

別記様式第八号中

「 2 幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で利用する場合は，次の書面を添付すること。

(1) 幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書 (別記様式第15号)

を

「 2 幼保連携型認定こども園園児，幼稚園園児，小学校児童又は中学校生徒が学校教育活動で利用する場合は，次の書面を添付すること。

(1) 幼保連携型認定こども園，幼稚園，小学校又は中学校の園長又は校長の証明書 (別記様式第15号)

に改める。」

別記様式第九号及び別記様式第十五号中「幼稚園又は学校の名称」を

「幼保連携型認定こども園，幼稚園又は学校の名称」に改める。」

(広島県健康福祉センター管理規則の一部改正)

第六条 広島県健康福祉センター管理規則(平成四年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。